

札幌推第2616号
平成17年(2005年)2月10日

社団法人 中央公益札幌
理事長 高橋 敏彦 様

札幌市長 上田 文雄

真駒内滝野霊園拡張事業環境影響評価準備書に係る附帯意見書

真駒内滝野霊園拡張事業環境影響評価準備書について、札幌市環境影響評価条例第24条の規定に基づき、環境の保全の見地から市長意見を札幌推第2615号にて意見を述べたところであります。

しかし、この手続き期間中に、現況の墓園管理において違法な緑地の埋め立てがなされ、本市より是正措置監督処分命令を受ける状況に至ったこと、及び、環境影響評価審議会より市長宛に「この違反行為による計画地への環境影響の懸念が完全に払拭されるまでは、本案件の事業を着手させてはならないと考える」旨の要望書（別紙参照）を受けたことに鑑み、下記の事項を確実に履行し、今後の当該事業の関係地域における環境保全に万全を期して下さい。

併せて、本附帯意見書に対する見解書を2月28日までに作成し提出して下さい。

記

- 1 すでに明らかになっている違反行為に対する復旧工事については、関係官庁の指導のもとに全力を挙げて、速やかに実施すること。
- 2 この復旧工事にあたっては環境に配慮し、現在進めている拡張事業において保全予定の環境に影響の及ぶことのないよう万全を期すこと。
- 3 この違反行為による拡張事業計画地への環境影響の懸念が完全に払拭されたかどうかについて、札幌市環境影響評価審議会としても確認する必要があることから、この確認が済むまでは拡張事業工事に着手しないこと。